

相談室 Q&A

安全衛生関係

Q

結果的に週の労働時間数が正社員の4分の3以上になったパートタイマーに、いつ健康診断を受けさせればよいか

当社では長年雇用しているパートタイマーがいます。シフト制なので、週・月・年間の労働時間は定まっていないのですが、業務量の増加により、今年度は明らかに正社員の4分の3以上の労働時間になりそうです。この場合、どのタイミングで、健康診断を受診させる義務が発生するのでしょうか。

(神奈川県 K社)

A

パートタイマーが「常時使用する短時間・有期雇用労働者」の要件を満たした時から、健康診断を受診させる義務が発生する

回答者 山本陽二 やまもと ようじ 特定社会保険労務士(アクタス社会保険労務士法人 代表社員)

1.一般健康診断について

事業者は、労働者に対し、医師による健康診断を行わなければなりません(労働安全衛生法66条)。さらに労働安全衛生規則(以下、安衛則)では、その実施時期や内容が定められています。

具体的には、まず雇入れ時について「事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、(中略)医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない」(安衛則43条)としています。

次に、雇入れ後について、常時使用する労働者(特定業務従事者を除く)に対し、「1年以内ごとに1回、定期に」医師による健康診断を行わなければならない(安衛則44条)としています。この

場合の「1年以内ごとに1回」は、直近に実施した健康診断日から1年間となります。

上記の健康診断のほかに特定業務従事者等の一般健康診断を加えたものを[図表]にまとめました。

2.パートタイマーの取り扱いについて

では、パートタイマーに対する取り扱いについてはどうなっているでしょうか。事業者は、パートタイマーであっても以下の二つの要件をいずれも満たす場合には、「常時使用する短時間・有期雇用労働者」として、常時使用する労働者と同様に、一般健康診断を行うべきとしています(平31.1.30基発0130第1・職発0130第6・雇均発0130第1・開発0130第1)。

①無期雇用労働者(有期雇用労働者であって、当該契約の契約期間が1年〔特定業務に従事する有期雇用労働者にあっては6カ月〕以上である者ならびに契約更新により1年以上使用される

図表 一般健康診断の種類

健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
雇入れ時の健康診断 (安衛則43条)	常時使用する労働者	雇入れの際
定期健康診断 (安衛則44条)	常時使用する労働者（特定業務従事者を除く）	1年以内ごとに1回
特定業務従事者の健康診断 (安衛則45条)	一定の有害業務や深夜業等に従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6ヶ月以内ごとに1回
海外派遣労働者の健康診断 (安衛則45条の2)	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6ヶ月以上派遣する際／帰国後国内業務に就かせる際
給食従業員の検便 (安衛則47条)	事業に付随する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

ことが予定されている者および1年以上引き続き使用されている者を含む）であること

②その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であることなお、1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3未満である短時間労働者であっても上記の①の要件に該当し、1週間の労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数のおおむね2分の1以上である者に対しても、一般健康診断を実施することが望ましいとされています。

3. ご質問のケースについて

ご質問のパートタイマーは、シフト制で、週・月・年間の労働時間は定まっていないものの、業務量の増加により、今年度は明らかに正社員の4分の3以上の労働時間になりそうとのことです。また、長年継続雇用されている状況から鑑みると、一般健康診断を行うべき「常時使用する短時間・有期雇用労働者」に該当すると考えられます。

では、どのタイミングで、健康診断の受診が義

務になると考えるべきでしょうか。上記二つの要件のうち、①は既に該当していますので、②の状態になった時点、つまり週の労働時間数が正社員の4分の3以上になったタイミングで、義務が発生すると考えられます。

4. 雇入れ時の健康診断を適用

雇入れ時の健康診断の趣旨は、雇い入れた際の適正配置や、入社後の健康管理の基礎資料とするためのものと考えられています。したがって、事業者は、雇い入れる時もしくは入社後速やかに健康診断を受診させる義務があります。

ご質問のケースでは既に入社はしているものの、事業者として健康診断の実施をするのが初めてとなります。健康情報を速やかに収集する観点からも、雇入れ時の一般健康診断として扱い、受診をさせるべきと考えます（ただし、当該パートタイマーが、医師による健康診断を受診した後、3カ月を経過しない場合には、当該健康診断の結果を証明する書面を提出することで代用できます）。

それ以降は1年以内ごとに1回の受診となりますので、当該健康診断を受診した日から1年以内に受診をさせる運用となります。